

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・令和5年度定期種畜検査の結果	畜 産 課
・令和5年度第1回地方臨時種畜検査の結果	〃
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・製菓衛生師試験の実施	生 活 衛 生 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・土地改良区の定款変更の認可	農 村 整 備 課
・県営土地改良事業変更計画の決定	〃
・宅地建物取引業者の事務所不確知	建 築 課
◎ 交通局公告	
・落札者等	総 務 課
◎ 公安委員会告示	
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	交 通 企 画 課
◎ 労働委員会告示	
・あっせん員候補者の告示	労働委員会事務局
◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告	
・定期監査の結果の公表	有明海自動車航送船組合
・財政援助団体等の監査結果の公表	〃

告 示

長崎県告示第702号

令和5年度定期種畜検査の結果について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年11月17日

長崎県知事 大石 賢吾

種畜証明書番号	検査月日	名 号	品 種	検査成績	飼養者住所	飼養者氏名
21742010002	5月17日	里輝	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会

22142010001	5月17日	雪哉	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
21342010001	5月17日	奏	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
22342010001	5月17日	勇氣	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
21942010001	5月17日	翔馬	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
21742010003	5月17日	高輝	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
22142010002	5月17日	凜拓	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
10245079861	5月26日	金太郎3	黒毛和種	特級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
10843051108	5月26日	勝乃幸	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11337858975	5月26日	百合幸	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11337875385	5月26日	弁慶3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11346296577	5月26日	美津洋	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11478253127	5月26日	晴太郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11363759642	5月26日	晴久	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11500817815	5月26日	真乃介	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11390599778	5月26日	百合英	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11390594681	5月26日	幸男	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576930579	5月26日	山若葉	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576920525	5月26日	正太	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576920785	5月26日	英太郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11366492591	5月26日	金星3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11360766131	5月26日	勝太郎3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11366490498	5月26日	勝星	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11367730074	5月26日	美津朱里	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

11354044658	5月26日	姫晴久	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11376273425	5月26日	茂乃幸	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11376387221	5月26日	玉石	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11634105437	5月26日	慶太	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11375959498	5月26日	百合椿	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11375249193	5月26日	大島楓	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11639484162	5月26日	日本晴	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11597461762	5月26日	厚太郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11638626037	5月26日	鬼岳3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11398583625	5月26日	福太郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11360252238	5月25日	久紀福	黒毛和種	2級	西海市	みくりや家畜人工授精所
11527222098	5月25日	黒樺6	黒毛和種	2級	西海市	みくりや家畜人工授精所
11445360629	5月25日	浪漫14	黒毛和種	2級	西海市	みくりや家畜人工授精所
10870494534	5月25日	桜子28	黒毛和種	2級	西海市	みくりや家畜人工授精所

長崎県告示第703号

令和5年度第1回地方臨時種畜検査の結果について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年11月17日

長崎県知事 大石 賢吾

種畜証明書番号	検査月日	名号	品種	検査成績	飼養者住所	飼養者氏名
11557914291	9月6日	阿笠	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11486539695	9月6日	晴日当	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11426277670	9月6日	運慶3	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11373755115	9月6日	静内倅	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

長崎県告示第704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年11月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 木坂佐賀線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市峰町三根字佐賀ノ内1346番5地先から 対馬市峰町三根字佐賀ノ内1346番23地先まで	前	11.3～22.5	87.4	
	後	14.9～26.2	87.4	

公 告**地籍調査の成果の認証（公告）**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和5年11月17日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った 者の名称	調査を行った 時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
佐 世 保 市	R元年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 佐世保市 白南風干尽	令和5年11月7日
佐 世 保 市	R元年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 佐世保市 須田尾若葉	令和5年11月7日

製菓衛生師試験の実施（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、令和5年度長崎県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和5年11月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 令和6年1月17日（水）14時から

(2) 試験の場所 長崎県庁 行政棟 大会議室、会議室302、303、304、305

（長崎市尾上町3番1号）

2 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論

(7) 製菓実技

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（高等学校への入学資格を有する者をいい、法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 法の施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えているもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの

4 受験手続

(1) 提出書類

- ア 受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和42年長崎県規則第63号）様式第5号）
- イ 履歴書及び写真（受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したもの）及び氏名を変更した者は戸籍抄本
- ウ 3の受験資格の(1)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。
都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書
- エ 3の受験資格の(2)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。
 - ㍑ 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類
 - ㍒ 2年以上菓子製造業に従事したことを証する書類
- オ 3の受験資格の(3)に該当する者は、法の施行の際現に菓子製造業に従事しており、かつ当該製造業に3年以上従事したことを証する書類を添付すること。
- カ 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び製菓実技の免除を受けることができるので、受験申請時に技能検定合格証書を提示すること。

(2) 受験手数料

9,400円（長崎県収入証紙を受験願書に貼付すること。ただし、県外に居住する者は、現金書留又は郵便為替で送付すること。）

なお、受験願書受理後の受験手数料は一切返還しない。

(3) 受験願書の受付期間

令和5年11月20日（月）から令和5年12月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）。受付時間は、県庁及び県立保健所 午前9時から午後5時45分、長崎市保健所 午前8時45分から午後5時30分、佐世保市保健所 午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和5年12月8日（金）の消印のあるものまで受け付ける。

(4) 受験願書の提出先

受験者の住所を管轄する保健所または長崎県県民生活環境部生活衛生課（〒850-8570長崎市尾上町3番1号）とする。

5 合格の発表

合格の発表は、令和6年3月15日（金）に県のホームページに掲示し、合格者には合格通知書を送付する。

6 試験結果の開示

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点は、受験者本人が必要書類（受験票、合格証書、運転免許証、健康保険証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等本人であることを証明できる書類）を持参した場合に限り、口頭で開示を行うことができる。

(1) 開示場所

長崎県県民生活環境部生活衛生課

(2) 開示期間

令和6年3月15日（金）から令和6年4月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

7 その他

- (1) 受験願書等は、住所地を管轄する保健所及び長崎県生活衛生課で配付するほか、県のホームページから申請書をダウンロードすることも可能である。

- (2) 受験願書には、郵便番号を記載すること。
- (3) 過去の試験問題については、ホームページ、県民センター及び県内6か所の行政資料コーナーで入手することが可能であること。
- (4) 受験手続その他詳しいことは、最寄りの保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（電話095-895-2362）へ問い合わせること。
- なお、文書による問合せには、必ず返信用切手を同封すること。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年11月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン夢彩都
長崎県長崎市元船町14番49外
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和5年3月10日総代会議決）を認可した。

令和5年11月17日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 山田原第2土地改良区
認可年月日 令和5年11月7日

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、鑑瀬地区県営農山漁村地域整備交付金水利施設等整備事業（畑地帯担い手育成型）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和5年11月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営農山漁村地域整備交付金水利施設等整備事業（畑地帯担い手育成型）
鑑瀬地区土地改良事業変更計画書
- 縦覧期間
令和5年11月17日から令和5年12月18日まで
- 縦覧場所
五島市役所農林課

宅地建物取引業者の事務所不確知（公告）

宅地建物取引業者（以下「業者」という。）である次の者について事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該業者から申出がないときは、同項の規定により当該業者の免許を取り消す。

令和5年11月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 商号 株式会社アオイ不動産
- 代表者氏名 西 隆治
- 主たる事務所の所在地 大村市杭出津一丁目856番地
- 免許証番号 長崎県知事（4）第3650号

交 通 局 公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年11月17日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 購入品目及び予定数量
軽油1,180キロリットル
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（電話）095-822-5141
- 調達方法 購入等
- 契約方式 一般競争入札
- 落札決定日 令和5年10月26日
- 落札者の氏名及び住所
（氏名）株式会社西日本宇佐美 九州支店 参与支店長 須貝 正章
（住所）福岡県筑紫野市大字永岡720番地1
- 落札価格 121,860円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））
- 入札公告日 令和5年9月29日
- 落札方式 最低価格

公 安 委 員 会 告 示

長崎県公安委員会告示第46号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年11月17日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

辞職を承認した者

氏 名	活 動 区 域	辞職を承認した日
中 西 是 善	佐世保警察署の管轄区域	令和5年10月31日

労働委員会告示

長崎県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和5年11月17日

長崎県労働委員会
会長 國弘 達夫

○長崎県労働委員会あっせん員候補者

氏 名	委嘱年月日	現 職	前 職
國 弘 達 夫	H7.5.8	弁護士 長崎県労働委員会会長	
福 澤 勝 彦	H11.11.5	長崎大学経済学部教授 長崎県労働委員会会長代理	
堀 江 憲 二	H15.11.5	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
山 下 肇	H23.11.7	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
矢 野 生 子	H27.11.5	長崎県立大学経営学部教授 長崎県労働委員会公益委員	
宮 崎 辰 弥	H29.11.6	日本労働組合総連合会長崎県連合会オルガナイザー 長崎県労働委員会労働者委員	
高 藤 義 弘	R1.11.5	日本労働組合総連合会長崎県連合会会長 長崎県労働委員会労働者委員	
本 田 恵美子	R1.11.5	全日本自治団体労働組合長崎県本部特別執行委員 長崎県労働委員会労働者委員	
塩 田 淑 文	R3.11.5	三菱重工グループ労働組合連合会長崎地区本部執行委員長 長崎県労働委員会労働者委員	
菊 永 昌 和	R5.11.6	全日本自治団体労働組合長崎県本部執行委員長 長崎県労働委員会労働者委員	
川 口 勇一郎	H23.11.7	キングタクシー（株）代表取締役社長 長崎県労働委員会使用者委員	

永 江 圭 爾	H25. 11. 5	(株) 昭和堂専務取締役 長崎県労働委員会使用者委員	
岩 根 信 弘	H27. 11. 5	長崎観光貿易(株) 取締役 長崎県労働委員会使用者委員	
小 野 裕 子	R 3. 11. 5	(株) 日本冷熱監査役 長崎県労働委員会使用者委員	
峯 下 隆 久	R 5. 11. 6	長崎県経営者協会専務理事 長崎県労働委員会使用者委員	
田 中 紀久美	R 5. 4. 5	長崎県労働委員会事務局長	
西 平 能 成	R 5. 4. 5	長崎県労働委員会事務局調整審査課長	

有明海自動車航送船組合監査委員公告

定期監査の結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づき実施した令和4年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年11月17日

有明海自動車航送船組合
監査委員 下田 芳之
同 藤井 一恵

定 期 監 査 結 果

第1 監査の概要

令和4年度における有明海自動車航送船事業会計にかかる監査を次のとおり実施した。

1 監査の基準

有明海自動車航送船組合監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第1項及び第4項）

行政監査（地方自治法第199条第2項）

3 監査の対象

令和4年度 有明海自動車航送船事業会計

4 監査の着眼点

財務及び行政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

(1) 監査実施日

予備監査：令和5年6月7日（水）～8日（木）

委員監査：令和5年7月14日（金）

(2) 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 下田 芳之
同 藤井 一恵

第2 監査の結果

財務及び行政に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 意見

当年度は、新型コロナウイルス感染症第6波から第8波の影響を受ける中、感染拡大防止と社会経済活動の両立が図られ行動制限等の緩和措置がなされたことに加え、特に下半期は、西九州新幹線の開業、全国旅行支援等の効果もあり、前年度に比べ航送車両台数及び旅客数は増加し、コロナ禍前の約8割まで回復している。

この結果、総収益が11億4,524万円、総費用が10億529万円で、当期の純損益は1億3,996万円の黒字となり、前年度と比較すると9,505万円増加している。

当組合においては、令和3年度の審査意見とした「将来に向けた経営のあり方について」を受けて、コロナ禍後の時代のニーズを敏感に捉え、他競合交通との差別化を図り、経営環境の変化に迅速に対応するため令和5年度を初年度とする5年間の中期目標を策定し、同年4月、平成18年以来17年ぶりとなる平均13.9%の運賃改定を実施している。

このような状況を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

ア 誘客の推進について

新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた輸送台数は、行動制限の緩和措置や下半期からの全国旅行支援等の効果もあり、令和4年度全体でコロナ禍前の約8割まで回復してきている。

今後とも、利用者サービスの向上や関係団体との連携を図りながら、より一層の誘客の推進に努める必要がある。

イ 行政職員の人材育成について

当組合の行政職は、中堅層の職員が少なく若手職員が多いことから、引き続き、外部研修等を活用するなど必要な知識や技能の習得に向けた人材育成に努める必要がある。

ウ 「有明フェリー中期目標」の着実な推進について

令和4年度決算においては、運航収入がコロナ禍前の水準に回復しつつあるものの、原油価格や物価の高騰に加え、少子高齢化や人口減少など社会経済情勢から、今後も、厳しい経営環境が続くものと見込まれる。

このような中、令和5年3月に策定された「有明フェリー中期目標（令和5年度～令和9年度）」では、老朽化した船舶の更新や利便性の向上などに取り組むことにより安定した事業の継続を図ることとしている。

当該目標について、進捗管理や検証を行いながら経営改善に努める必要がある。

(2) 是正・改善を検討すべき事項

財務及び行政に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項が認められるため、より適正な事務執行を図られたい。

ア 固定資産の会計処理について

建物の改良工事等を行った場合の取得価格については、有明海自動車航送船組合会計規程第69条第1項第3号の規定に基づき、撤去部分の額を除却した価額に改良の経費を加算した価額を取得価格とすべきであるが、多比良港ターミナルのトイレ改修工事等において、撤去部分の額を除却せず改良に要した経費をそのまま取得価格としているので、適切な会計処理を図られたい。

イ 出納取扱金融機関等に対する検査について

地方公営企業法施行令第22条の5第1項の規定に基づく管理者による出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対する検査について、平成2年度以降実施されていないので、適切に検査を実施されたい。

財政援助団体等の監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等の監査結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年11月17日

有明海自動車航送船組合

監査委員 下田 芳之
同 藤井 一恵

監 査 結 果

第1 監査の概要

有明海自動車航送船組合が財政援助をしている団体について、令和4年度事業を対象に下記のとおり監査を実施した。

(1) 監査の基準

有明海自動車航送船組合監査基準に準拠して実施

(2) 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

(3) 監査の着眼点

出資している団体の出資に係る出納その他の事務の執行が出資の目的に沿って行われているか。

(4) 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した

ア 監査対象団体	有明フェリー振興株式会社
イ 予備監査年月日	令和5年6月9日（金）
ウ 委員監査年月日	令和5年7月14日（金）
エ 財政的援助等の内容	出資（出資比率100％）出資額 30,000,000円
オ 実施監査委員	有明海自動車航送船組合監査委員 下田 芳之 同 藤井 一恵

【令和4年度決算の概要】

当法人は、有明海自動車航送船組合から全額出資を受け、同組合からの定期傭船などの受託業務、船員派遣業務などを行っている。

当年度の売上高は、5億5,430万円で、売店等売上や油脂売上の増により前年度に比べ4,993万円（9.9％）増加している。一方、売上原価は2億4,233万円で、油脂などの商品の仕入高の高騰により、前年度に比べ4,240万円（21.2％）増加している。売上高の増が売上原価の増を上回ったことから、売上総利益は3億1,197万円で、前年度に比べ753万円（2.5％）増加している。

「販売費及び一般管理費」は、3億1,492万円で、前年度に比べ149万円増加したものの、売上総利益が753万円増加したため、営業損益は前年度△899万円から今年度は△296万円となり、603万円収支が改善している。

経常損益は、営業損益△296万円に営業外収益の雇用調整助成金等339万円を合算した結果、44万円の黒字となり、前年度に比べて330万円収支が改善している。

当年度の純損益は、特別利益（貸倒引当金戻入3万円）、特別損失（役員退職引当金繰入128万円）を合算した結果、121万円の赤字となったが、前年度に比べ赤字は85万円減少している。

資金繰りについては、流動資産が1億2,955万円、流動負債が6,779万円であり、短期的な資金繰りの状況を示す流動比率は191.1％で、当面の資金繰りに支障はない。

第2 監査の結果

監査の結果、出資目的に従った団体運営がなされており、財政援助に伴う出納及び事務に関しては、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、特に是正すべき事項等はなかった。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏弥
クイックプリント